

# 富山市立保育所の移管に係る引受法人募集要領

富山市立保育所の管理及び運営を移管することに伴い、移管を受ける法人を次のとおり募集します。

## 1 移管する保育所

保育所名	所在地	定員	建築年月	構造
西田地方保育所	富山市西田地方二丁目10番30号	210人	平成27年6月	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部鉄骨造)
豊田保育所	富山市豊田本町一丁目2番3号	200人	平成28年6月	鉄筋コンクリート造2階建

## 2 移管年月日

平成32年4月1日（但し、保育の引継ぎに関しては平成31年4月から実施します。）

## 3 応募資格

- 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、且つ、次のいずれかの要件についても満たす法人であること
  - 富山市に法人の事務所を置き、市内で社会福祉事業を実施する社会福祉法人（新設する場合を含む）
  - 富山県内において、現に認可を受けて、保育所等の児童福祉法に定める児童福祉施設を運営する社会福祉法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人
- 引受法人として決定した場合には、移管条件の全てについて満たすことのできる法人であること

## 4 移管の方法

- 保育所用地は市有財産無償貸付契約により無償貸付けします。
- 建物は、市有財産譲渡契約により無償譲渡します。
- 保育用備品は、市有財産譲与契約により譲与します。
- その他、保育内容等については、移管前に移管条件確認書を取り交します。

## 5 移管条件

### 法人組織

- 富山県内に法人事務所を置くこと
- 法人の理事長は、保育所の役割や児童の福祉に対して十分な見識を有するとともに、施設運営に対して熱意のある者であること
- 法人は、当該保育所の存する地域の自治振興会、町内会、保護者会の代表等から保育所の運営に対する意見や要望を年1回以上聞くための機関を設けなければならない。
- 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日富山市条例第43号）第5条の2各号のいずれにも該当しないこと

## 保育所運営

- (1) 移管を受けた法人自らが、移管保育所を運営することとし、移管法人以外の第三者に保育業務を委託しないこと  
また、既に保育所を運営する法人が移管を受けた場合、既存の保育所を廃止しないこと
- (2) 移管を受けた施設等は、保育等以外の目的に使用しないこと
- (3) 社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達等を遵守し、児童の安全・衛生管理等に十分配慮すること
- (4) 市の保育行政を理解し、行政と協同で市民のニーズに対応した保育事業を積極的に実施すること
- (5) 移管後は、保護者や地元関係者との話し合いの場を積極的に設け、保育所の運営等について話し合い、地域に根ざした保育所づくりに努めること
- (6) 移管後は、子どもたちの保育環境に急激な変化をきたすことのないよう努めるとともに、保育所保育指針を基本とし、縦割り保育など移管前の保育内容を少なくとも3年間継続すること  
また、3年を経過する以後、保育内容を変更する場合は、事前に市へ協議するとともに、保護者へ説明し、合意を得ること
- (7) 職員の資質向上を図るため、職員の研修に積極的に取り組むこと
- (8) 保育所が地域における子育て支援の拠点施設であることを理解し、地域活動への参加や施設利用について積極的に協力すること

## 保育事業等

- (1) 市の保育行政を理解し、市民のニーズに対応した保育事業を積極的に実施すること
- (2) 次に掲げる特別保育を実施すること
  - ① 2時間延長保育
  - ② 休日保育
  - ③ 乳児保育
  - ④ 親子サークル
  - ⑤ 障害児保育
  - ⑥ 一時保育
  - ⑦ 体調不良児対応型病児保育
- (3) 開所時間については、次のとおりとすること  
月曜日～土曜日 午前7時～午後8時（午後6時以降は延長保育時間）  
日曜日・祝日 法人が定める時間
- (4) 給食業務内容については、市の作成した献立に基づき実施すること
- (5) 行事は、保護者が参加しやすいよう配慮するとともに、行事を新たに設ける場合には、事前に保護者と十分協議すること
- (6) 外部講師による特別保育等に係る費用など、現在の保育料以外の保護者負担については、極力負担増とならないよう、事前に保護者と十分協議すること
- (7) 放課後児童健全育成事業（学童保育）等新たな事業を行う場合は、専用施設を整備した上で行い、入所する児童の保育環境に影響を与えないよう配慮すること

## 職員配置等

- (1) 職員配置については、富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山市条例第43号）等に基づき配置すること
- (2) 施設長及び主任保育士は、移管保育所の専任とすること
- (3) 施設長は、児童福祉と施設運営に対して熱意のある者で、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職として3年以上の勤務実績を有する者であり、人事管理、経理能力を有する者であること

なお、移管後1年間については、市から派遣する職員、若しくは、市から推薦する者を施設長として配置すること（引受法人から要望があれば、状況に応じて、移管の日から3年以内に限り、期間を延長して市から派遣（又は推薦）することができる）

- (4) 主任保育士は、保育を行う責任者として相応しい経験を有するとともに、保育に関する知識を持ち、保育士を指導する能力を有する者であること
- (5) 保育士については、年齢のバランスに配慮した保育士の構成であり、かつ、保育士実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれること
- (6) 体調不良児対応型病児保育事業に、専任の看護師を1人配置すること。また、これとは別に、乳児が6人以上入所する場合には、看護師を必ず配置すること
- (7) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること

※保育所を移管する前の引継期間（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）には、施設長の代理として保育業務を引き継ぐ専任の職員のほか、保育士、調理員を引継事業に参加させること

#### その他

- (1) 移管を受けた建物については、速やかに登記を行うとともに、法人の基本財産に編入すること
- (2) 移管を受けた建物については、担保に供さないこと  
ただし、独立行政法人福祉医療機構等に対する担保に供する場合を除く
- (3) 移管を受けた建物を改築及び大規模修繕する場合には、事前に市と協議すること
- (4) 新設法人においては、金1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、有価証券又は移管を受ける建物を除く不動産）を速やかに法人の基本財産に編入すること
- (5) 当該保育所の運用に必要な財産として、移管保育所における年間事業費の12分の1以上の現金又は預金を速やかに法人の運用財産に編入すること
- (6) 地域や保護者に対し、寄附金等を強要しないこと
- (7) 法人は、移管後の運営状況等について、富山市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること

#### 6 申込先・問い合わせ先

富山市こども家庭部こども支援課  
電話：076-443-2252（直通）

#### 7 受付期間

平成30年5月25日（金）～平成30年7月13日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（但し、市役所閉庁日を除く）

#### 8 法人の選考等

富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会において選考を行います。なお、選考にあたって、書類審査の後、理事長等（予定者を含む。）に対し、保育所運営や保育に対する考え方等について面接を行います。（面接日については、後日、改めて案内します。）

#### 9 施設の見学

入所児童に与える影響を考慮し、市が指定する日時を除き、保育所の見学はお断りします。

（担当）こども家庭部こども支援課  
電話（076）443-2252  
FAX（076）443-2169